

通算法人が修正申告をする場合の欠損金の当期控除額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表七(二)付表二 令八・四・一以後終了事業年度分

修正申告における欠損金の当期控除額の計算						
事業年度	調整当初配賦欠損金控除額 (当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「24」)	当初配賦欠損金控除額以外の非特定欠損金額 (別表七(二)「5」)-(1)	既損金算入額控除後の損金算入限度額 (16)-(当該事業年度前の(4)の合計額)	当期控除額 (別表七(二)「2」+(2)と(3)のうち少ない金額)	(4)のうち損金算入特定欠損金額 (別表七(二)「2」と(4)のうち少ない金額)	(4)のうち損金算入非特定欠損金額 (2)と(4)-(5)のうち少ない金額)
	1	2	3	4	5	6
：	円	円	円	円	円	円
：						
：						
：						
：						
：						
：						
：						
：						
：						
計						
損金算入限度額の調整計算						
控除前所得金額 (別表七(一)「1」)	損金算入限度額 (別表七(一)「2」)	当初損金算入過不足額の調整				
		当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」-「2」)	当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」-「4の計」)	他の当初損金算入超過額の合計額 (別表十八(一)「21の計」)	当初損金算入不足額の合計額 (別表十八(一)「22の計」)	損金算入不足割合 $\frac{(11)}{(12)}$
7	8	9	10	11	12	13
円	円	円	円	円	円	
当初損金算入過不足額の調整			益金算入額がある場合の調整			
調整当初損金算入不足額 (10) × (13)	当初過不足調整損金算入限度額 (((8)又は(19)+(9))又は((8)又は(19)-(14)))	調整損金算入限度額 (15)-(別表七(二)付表一「21の計」)	当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23の計」)	益金算入後所得金額のうち当初配賦欠損金控除額の益金算入額に達するまでの金額 (7)と(17)のうち少ない金額)	益金算入後損金算入限度額 $((7)-(18)) \times \frac{50}{100} + (18)$	
14	15	16	17	18	19	
円	円	円	円	円	円	